

改 正 案	現 行
<p>埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例</p> <p>第一条～第五条 (略) (事業者の責務)</p> <p>第六条 事業者(法第二条第七号に規定する事業者をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深め、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な<u>配慮をする</u>とともに、共生社会の推進に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>第七条～第十五条 (略) (差別の禁止)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害者の保護者その他の関係者が本人を補佐して行ったものを含む。次項において同じ。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な<u>配慮をしなければならぬ</u>。</p> <p>3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な<u>配慮をしなければならぬ</u>。</p> <p>第十七条～第二十五条 (略)</p>	<p>埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例</p> <p>第一条～第五条 (略) (事業者の責務)</p> <p>第六条 事業者(法第二条第七号に規定する事業者をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深め、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な<u>配慮に努め</u>、共生社会の推進に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>第七条～第十五条 (略) (差別の禁止)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害者の保護者その他の関係者が本人を補佐して行ったものを含む。次項において同じ。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な<u>配慮をするものとする</u>。</p> <p>3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な<u>配慮をするように努めなければならない</u>。</p> <p>第十七条～第二十五条 (略)</p>